

# 仕 様 書

## 1 業務名

文化交流会館駐車場精算機等更新業務

## 2 履行場所

中区加古町（文化交流会館）

## 3 履行期間

令和8年3月31日まで

## 4 業務概要

本業務は、文化交流会館に設置している駐車場精算機について、令和6年7月に発行された新紙幣に対応した機器に更新するとともに、老朽化が進む入口カーゲートを更新するものである。

## 5 更新機器

No.	品名	数量	条件
1	自動料金精算機（新紙幣対応） 日本信号(株)製 ACT206	1台	新品
2	事前精算機（高額紙幣+新紙幣対応） 日本信号(株)製 PCT216	1台	新品
3	入口カーゲート 日本信号(株)製 CG700	1台	新品

※ 既存の機器はすべて日本信号(株)製・日信防災(株)製であり、これらと互換性を有すること。

## 6 内容

- (1) 前記5の機器を更新するとともに、撤去した機器を処分する。
- (2) 前記5以外の機器、配線・配管は既設再使用とする（更新機器との互換性を有するもの）。

## 7 留意事項

- (1) 作業の実施に当たっては、発注者係員及び施設管理者と緊密に連絡を取り、協議のうえ業務の円滑な履行に努めること。
- (2) 作業の実施に当たっては、関係法令に基づき施行すること。
- (3) 作業の実施に当たっては、それに精通した技術員を従事させるものとする。
- (4) 作業の日程については、事前に発注者と協議のうえ決定すること。
- (5) 受注者は、作業の着手に当たり、事前に現場調査を行い、既設設備等の確認をすること。
- (6) 作業実施中に異常が生じた場合は、受注者は直ちに発注者又は発注者が指示した施設職員に報告し、指示を受けること。
- (7) 受注者は、作業期間中、危険・傷害等の発生防止に努め、労働安全衛生に関する関係諸法令を遵守するとともに、必要な表示・保安設備を完備すること。万一事故が発生した場合は、速

やかに発注者に文書で報告するとともに、受注者の責任において処理しなければならない。ただし、明らかに事故の発生原因が発注者にある場合は、この限りではない。

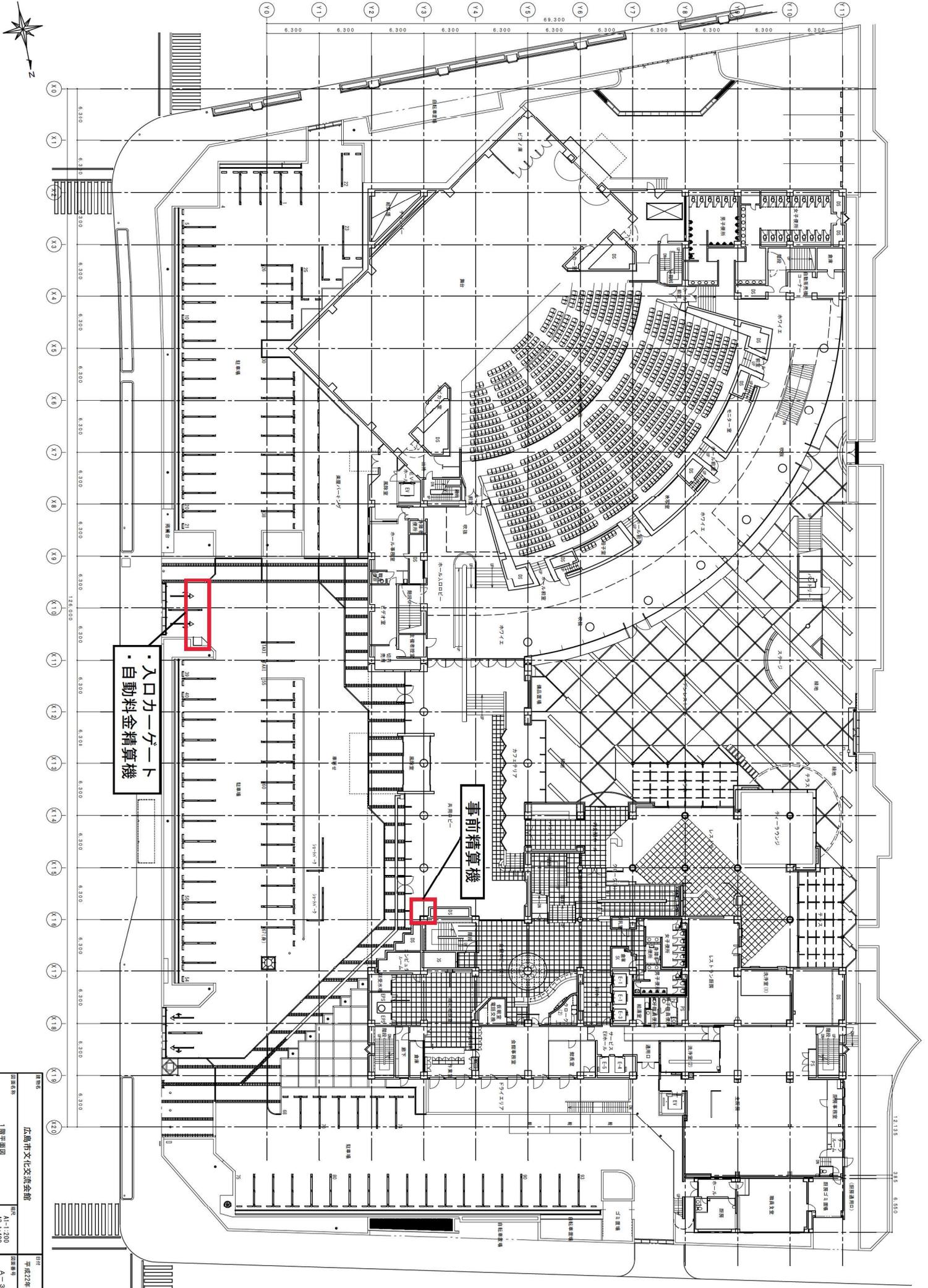
- (8) 受注者は、作業を実施するに当たり、既存建物及び既存設備が損傷・汚染の恐れがある場合は養生し、十分注意して施工すること。万一損傷・汚染した場合は、速やかに適切な処置を取るとともに、発注者に報告し、発注者の指示に従うこと。これに要する費用は受注者の負担とする。
- (9) 受注者は、施設利用者等の安全に十分配慮し、養生、案内板等の方策を講じること。
- (10) 作業完了後は、現場周辺を十分に清掃し、施設の運営に支障を来さないようにすること。
- (11) 本業務完了後において、施工不良等により異常が発見された場合は、受注者の責任において必要な処置を施さなければならないものとする。
- (12) 保証期間は、原則として本品納品後1か年とする。ただし、メーカー発行の保証書により1年を超える保証がある場合はそれによる。また、納品者（または製造者）の責任に属する不良個所が生じた場合は無料で補修または良品と取り替えるものとする。

## 8 報告事項等

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに、広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書を提出し、本市の承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ本市に対し、現場責任者及び従事者の氏名等を報告しなければならない。現場責任者及び従事者に変更があったときも同様とする。
- (3) 広島市委託契約約款第12条に定める委託業務実施報告書は、業務終了後速やかに1部提出し、本市の履行確認の検査を受けるものとする。
- (4) 業務実施状況を写真撮影し、委託業務実施報告書とともに1部提出するものとする。
- (5) 受注者は、撤去した機器の処理状況が確認できる書類（マニフェスト、容器引取証明書等）を添付すること。

## 9 その他

- (1) 検査終了後、適正な支払請求書を提出することができる。支払請求書受領後、30日以内に代金の支払いを行う。
- (2) この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、本市、施設管理者及び受注者で協議して定めるものとする。



入口カーゲート  
自動料金精算機

事前精算機

所在地	広島市文化交流会館	設計	平成22年5月
図面名称	1階平面図	図面番号	A-3
縮尺	1/1,200 A3-1:400		

12.113  
385 6.580